

平成27年第4回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第8号
受 理 年 月 日	平成27年11月19日
件 名	北本市総合振興計画の基本計画を議決事件とする請願
請願者の住所 及び氏名	竹村 元宏 外10名
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	日高英城、中村洋子

【請願趣旨】

平成23年の地方自治法改正前まで、各市町村の総合計画の内容は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の形で編成されるのが一般的な方法でありました。北本市の第四次北本市総合振興計画も上記の形式で策定されました。

そして議会が審議し議決したのは上記の内基本構想のみで、基本計画と実施計画についての審議は行いませんでした。これは昭和44年改正の地方自治法が、「基本構想」を議会の決議を経て作成することを義務付けていたからです。

平成23年、地方自治法が改正され、市町村の基本構想策定の義務付けが廃止されました。このことにより市町村の総合計画は、市町村が独自の形で作成して良い事になりました。すでに、基本構想の作成や実施計画を廃止する市や、今後新たに開始する事業のみを基本計画に盛り込み、変更の無い継続事業の計画は省く市町村も見られます。そして多くの市町村は、議会の議決事項を改めて制定し、議会の議決要件を地方自治法改正前と同様に、あるいは基本構想と基本計画に拡大する条例を制定する自治体も見られます。

北本市はすでに、「北本市基本構想を議会の議決事件と定める条例」により、基本構想は議会の議決事件となっていますが、基本構想と基本計画は乖離してはならない関係がありますので、今後は基本計画も議決事件とするよう請願致します。

【請願事項】

議会は過去の総合振興計画の策定に関しては基本構想のみ議決しておりましたが、第五次北本市総合振興計画を含む今後の総合振興計画策定に関しては、基本構想のみではなく基本計画も議決事件とされるよう請願いたします。